

---

## QA16 基準値を超える食品が見つかった場合の対応は、どうなっていますか。

---

モニタリング検査の結果、食品衛生法（法律第 233 号）に基づく基準値を超過する食品が見つかった場合は、回収・廃棄されます。基準値を超過する食品に地域的な広がりがあることが確認された場合には、「出荷制限」が設定されます。

例えば、ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その産出地域とその周辺地域のモニタリング検査を重点的に行い、基準値を超過する食品に地域的な広がりがあるか判断します。

出荷制限を設定する場合、地域・品目を指定して、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事宛てに指示します。この指示に基づき、関係する都道府県知事は、その地域からの出荷を差し控えるよう関係事業者等に要請します。

なお、出荷制限を指示された県域・一部地域（市町村・地域ごと等）では、検査結果にかかわらず、その品目の出荷、販売等が制限されます。

また、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合は、「出荷制限」に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物の摂取についても差し控えるよう「摂取制限」が設定され、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事宛てに要請を指示します。

出荷制限・摂取制限の解除は、国が示す解除の条件※を満たし、安全性が確認された上で、当該都道府県知事からの申請により行われます。

※ 原則として、1 市町村当たり 3 箇所以上、直近 1 か月以内の検査結果が全て基準値以下であること等です。

### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 86 ページ「基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日